

## 第5回宅建マイスター認定試験（1月27日）の実施について

このたび、政府より首都圏の1都3県（東京・埼玉・千葉・神奈川）を対象に緊急事態宣言が発出されましたが、現時点で、当センターでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を行った上で、第5回宅建マイスター試験を実施する予定です。

試験実施に関する追加のご連絡や変更事項が生じる場合は、ホームページでの掲載や、受験者へはメールで連絡をいたします。

2021年1月12日  
（公財）不動産流通推進センター